

審 査 基 準

平成11年5月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第59条第2項
処 分 の 概 要： けん引の許可
原権者（委任先）： 青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第8条の5（けん引の許可証の様式等）
審 査 基 準： 別紙参照
標 準 処 理 期 間： 10日
申 請 先： 出発地を管轄する警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先： 青森県警察本部交通部交通規制課規制第二係（電話017-723-4211）
備 考：